

南条氏所領における相論

梶川貴子

はじめに

日本中世において、訴訟で争うことを相論と¹いった。土地を親族に譲る際に書かれる譲状には、後に所領をめぐつて相論が起ることを防ぐため、訓戒文言が書かれていることが多い。駿河国富士上方上野郷（現静岡県富士宮市）の得宗被官・南条時光も、延慶二年（一二三〇）二月廿三日に作成した嫡子・左衛門次郎時忠への譲状に「時光かしひちのゆつりよりほか、ゆつりありとかうせんものハ、ほうそと^{（号）}しらるへし、時光かうミのこと、三郎か母よりほかゆつりなし」と記している。时光はさらに、正和五年（一二一六）三月十六日に時忠に置文を書き、他に譲られたと申す人があつても、その人の持つている譲状は謀書であると時忠も心得て、他の子どもたちにもよく言い知らせるようにと念を押している。^{（謀書）}

これらの史料から时光は、延慶二年二月廿三日付の譲状を複数作成し、時忠以外の子にもそれぞれに譲状を与えていた事がわかる。延慶二年の段階で上野郷の所領を时光から譲られていたのは、时光の子と三郎の母ということになるが、現存するのは時忠と三郎への譲状のみである。^{（譲状）}ところがその後、時忠は时光に先立ち死去してしまう。そのため时光は正中三年（一二三六）二月八日付けで再度所領を譲り直している。^{（譲状）}

さて、「大石寺文書」として残る南条氏の文書は、時光が存命中の文書はこのような讓状が中心なのに対し、時光死後のものはそのほとんどが相論に関する文書となっている。下記の表が南条氏の相論に関する文書の一覧である。時光自身が当事者となったものの以外はすべて時光の死後、南北朝期の史料である。

前稿^⑤では時光の讓状を中心に姻戚関係や南条氏所領についての考察を加えたが、本稿では南条氏の相論に関する文書を精査し、時光の上野郷領有形態についても考察したい。

1 女性の相論

それではまず女性同士の相論に関する史料を見ていきたい。

①南条高光の母と由井四郎入道妻女の相論

史料一は、上野郷内の左近入道在家一字を巡って、南条太郎兵衛尉高光の母と由井四郎入道の妻女とが相論し、正中三年（一三二六）二月八日の時光自筆の讓状を根拠として高光の母に知行させるように、という

表1 「南条氏相論関連史料」

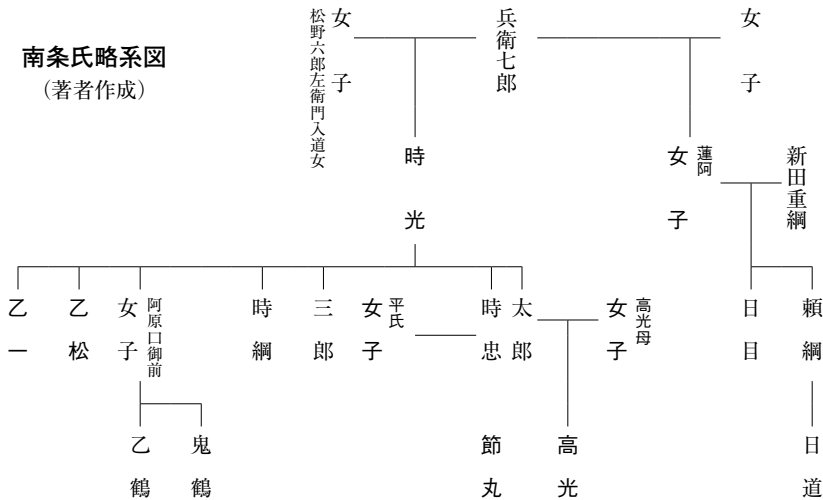
| | 史料名 | 年月日 | 訴訟人 | 論所 |
|---|--|--------------------|--|--------------------|
| 1 | 「得宗家公文所奉書」(『鎌』22860) ※『鎌』では「左衛門尉某等連署奉書」 | 徳治2 (1307).2.17 | 新田五郎後家 尼蓮阿 南条時光 | 上野郷所当米以下 公事 |
| 2 | 「藤原某下知状」(『南』関東編113) | 建武1 (1334).7.21 | 南条太郎兵衛 尉高光母 由井四郎入 道妻女 | 上野郷内左近入 道在家一字 |
| 3 | 「心玄請文案」(『南』関東編885) | 暦応1?.10.9 | 南条太郎兵衛 尉高光 南条節丸 | 上野郷内在家田 畠等 |
| 4 | 「家綱・心玄連署奉書案」 (『南』関東編905) | 暦応1 (1338).12.4 | 南条太郎兵衛 尉高光 南条節丸 | 上野郷内在家田 畠等 |
| 5 | 「菅原義成請文」(『南』関東編1625) | 貞和2 (1346).6.3 | 南条太郎兵衛 尉高光 久下次郎入 道仙阿 | 丹波国小椋庄内 田畠在家山野等 |
| 6 | 「山名時氏請文」(『南』関東編1632) | 貞和2 (1346).7.3 | 南条太郎兵衛 尉高光 久下次郎入 道仙阿 | 丹波国小椋庄内 田畠在家山野等 |
| 7 | 「沙弥道恵請文」(『南』1637) | 貞和2 (1346).7.18 | 南条左衛門次 郎時忠後家平 氏代時直 南条次郎左 衛門入道大 行女子乙松・ 乙一女等 | 上野郷田在家 |
| 8 | 「南条高光申状案」(『南』関東編1667) | 貞和2 (1346).11 | 南条太郎兵衛 尉高光 南条左衛門 次郎忠時 | 丹波国小椋庄内 田畠在家山野等 |

※『鎌』=『鎌倉遺文』、『南』=『南北朝遺文』

筆者作成

南条氏略系図

(著者作成)



内容の裁許(判決)の下知状である。高光については次節で詳しく述べるが、時光の孫である。高光の母は南条家に嫁いできた女性で、由井四郎入道の妻は南条家から嫁いだ女性と考えられる。なお、由井四郎入道の妻については時光の娘なのか、孫なのか定かではないので上記の南条氏略系図には入れていない。

【史料一】「藤原某下知状」

(大石寺文書「南北朝遺文」関東編、一一三号) ※返り点筆者
南条太郎兵衛尉高光母儀与由井四郎入道妻女相論、駿河国富士上方上野郷内左近入道在家一字事

右、以三南条二郎左衛門入道大行自筆、正中三年二月八日、所二讓与一明競上者、所レ被レ付二于高光母儀一也者、依レ仰下知如レ件、

建武元年七月廿一日

藤原(花押)

この史料のように「何某与何某相論某地事」と書かれている場合、先に書かれている方が訴人である。よってこの相論における訴人は高光の母、論人は由井四郎入道の妻ということになる。建武元年(一三三四)七月は鎌倉幕府が倒された翌年であり、

時光の死からわずか数年後である。高光母に知行が認められる根拠となった高光母宛ての正中三年二月八日の譲状は現存しないが、この年の譲与は時光の嫡子・時忠の死去に伴うものである。延慶二年（一三〇九）の譲状と同様に、同日付の譲状が複数作成されたと考えられるが、三郎への譲状の奥書を除けば、現存するのは次の案文のみである。

【史料二】「南条大行時光譲状案」（大石寺文書『鎌倉遺文』二九三四八号）※（一）内筆者、一部訂正を加えている

〈前欠〉

□式けん

壹字

□

壹字

以上式字

□けさのゆつりに、故次郎か子^ニゆ□^{（いカ）}りかへしてとりかへしておと□^{（分限）}わたす所まこと也、

□くらんとのはかりにて、^{（袖カ）}紳□^{（結解）}まいらせてけんけをとけへし、□^{（万雑公事）}まんさうくうし、まんたくあるへからず、

又ふし□^{（カカ）}ミしもの御さうえい、並ふしかわのいほり河よけらハ、^{（除）等}ふんけんにしたかんですへし、又せんれいなき

御くうしいてきたらハ、大行かあと、^{（跡）}ミなくよりあいて、ふんけんにしたかんですへし、よんでゆつり候ぬ、

兼又さこの入道のさいけにハのちなし、又とうたい□^{（カキカ）}りにハにしのくねそい^{（直根）}ニ、いも十石かへのちあり、ま

めにせハまめ九斗まき也、のちのた□^{（めカ）}にゆつり状如件、

正中三年二月八日 沙弥大行在判

前欠の上に判読不可能な箇所も多いが、かろうじて「おと」がつく人物に宛てたものということがわかる。「おと」のつく人物には時光の娘の乙松・乙一、孫の乙鶴といった女性たちが確認できるが、残念ながら特定はできない。

「故次郎か子^ニ」や「とりかへして」との言葉から、时光は時忠の子から、上野郷の在家二字を悔返して譲ったと

みられる。「悔返」とは譲与した所領などを一方的に取り返すことである。また万雑公事（雑税、労役など）は全く課せられないとされていることから、女子に対する譲与と考えられる。そして「ふじかみしも（富士上下）」（富士の上方と下方、もしくは上野郷の上条と下条を指していると思われる）の御造営や富士川の井掘（井戸を掘ること）と河除（堤防などの水害防止のための施設を造ること）に関する費用、そして先例のない御公事が発生した場合については、子孫が寄り合つて各々分限に従つて支払うようにと記している。

この譲状の中で注目したいのは、「兼又さこの入道のさいけにハのちなし」という一文である。左近入道の在家とはまさに史料一において論所（係争地）となつている在家である。左近入道という人物は、時光の家人・弥三郎重光のことで、正和元年（一一三二）に出家して左近入道と名乗つていたことがわかる。そして、「のち（後）なし」という言葉は、この譲状を与えた人物には左近入道の在家に譲りはないことを示していると考えられる。

なぜこの譲状には左近入道の在家に後がないことをわざわざ記す必要があつたのか。その理由は、譲状の最後に記された、当代限りにおいては西の垣根沿いに芋十石の替地がある、という記述にあると考えられる。西の垣根沿いの替地は左近入道の在家に属するものではないだろうか。

この譲状を与えられたのが女性で、史料一で高光の母が訴えている由井四郎入道の妻が南条氏出身の女性であることを考えれば、由井四郎入道の妻こそこの譲状を与えられた人物である可能性が高い。

しかし、史料一については、いくつかの疑問点も残る。まず、建武元年は当然のことながら、建武政権下だということである。高光の母の訴状が雑訴決断所（建武政府の訴訟機関）によつて受理されたのであれば、判決は牒や下文で出されるはずだが、史料一は「下知状」である。高光の母がどこに訴え、誰の命令によつて下知状が作成されたのか判然としないのである。

正中三年二月八日に時光が譲状を作成したことは確かだが、史料一は検討が必要な史料といえよう。

②南条時忠後家と時光の娘乙松・乙一との相論

史料三は時光の嫡子・時忠後家平氏の代理人時直と時光の娘乙松・乙一等との間で起きた、上野郷内田在家を巡ったの相論に関する文書である。

【史料三】「沙弥道恵請文」（大石寺文書「南北朝遺文」関東編、二六三七号）※返り点筆者

南条左衛門次郎時忠後家平氏代時直申、駿河国富士上方上野郷田在家事、任^二去五月四日御施行之旨^一、可^レ令

二^一参洛^一由、相^二触南条次郎左衛門入道大行女子乙松・乙一女等^一候之处、請文如^レ此候、謹進^二覽之^一、以^二此旨^一

可^レ有^二御披露^一候、恐惶謹言、

貞和二年七月十八日 沙弥道恵^{請文}（裏花押）

訴人は時忠後家平氏代時直で、論人は時光の娘乙松・乙一等であり、女子に譲与された所領における相論であることがわかる。「等」とあるから、論人となった時光女子は乙松と乙一の他にもいたようである。

史料三によって、貞和二年（二三四六）五月四日の施行状（上名下達の命令文書で、この場合駿河国の守護今川範圍のもの）が道恵に伝えられ、道恵はその命に従って論人の乙松・乙一等に参洛するようにと伝えたことがわかる。史料三は道恵が論人の請文を取り次ぐために書いた文書である。なお道恵は今川範圍の守護使であった齊藤雅楽四郎入道（齊藤四郎入道）道恵という人物である。¹⁰

「可^レ令^二参洛^一由」との一文は、当事者同士に対決（現在の口頭弁論にあたる）させるため、論人を召決する召文が出されたことを示す。守護今川範圍の施行状が五月四日に出されて、乙松・乙一等の請文を取り次いだのが七月十八日ということとは、このやり取りだけでも二ヶ月以上が経過している。

時直は時忠後家の血縁関係にある者と考えられるが、この史料だけでは時忠後家の子なのか、もしくは兄弟なのか特定はできない。どのような経緯で時光の娘たちを訴えるに至ったのか、また相論の結果についても明らかではない

が、①の相論とは異なり、室町幕府において裁判が行われたことが明確である。

これまで見てきた①と②二つの相論に関する史料には、高光母と由井四郎入道妻女、時忠後家、時光娘乙松・乙一という五人の女性が登場する。いずれもこの相論の史料によって存在が明らかになった人物たちである。前掲の南条氏略系図で確認すると、高光母と時忠後家に関しては、出自は不明ながら南条家に嫁いできた女性であることがわかる。そして時光の娘の乙松・乙一と由井四郎入道の妻は南条氏の女性であり、二つの相論はどちらも南条氏の女性が訴えられていることになる。

鎌倉時代後期になると所領の細分化を防ぐために、女性は一期分のみの譲りとされることが多くなる。しかし、現存する南条氏の史料には女子一期分の譲りは見られない⁽¹⁾。しかも、史料一、史料三によって姻戚関係を結んだ女性にも譲与されていた可能性が出てきた。上野郷への移住は時光の父兵衛七郎からであるから、時光の世代までは上野郷の知行者は多くても時光とその兄弟姉妹までである。実際は時光の男兄弟は早逝しているため、時光と姉妹のみということになる。ところが、時光の子や孫の世代になると、所領はかなり細分化されていたとみられる。時光の死後に起こった南条氏の相論の背景には、こうした所領の細分化も原因となっているのではないだろうか。

史料一については検討の余地が残るが、これらの史料は南条氏の女子所領を考える上では重要な史料といえよう。

2 南条高光の相論

次に時光の孫である南条太郎兵衛尉高光が当事者となった相論を見ていきたい。高光の相論に関する文書は五通と、南条氏の相論関連史料の半数以上を占める。

①南条高光と南条節丸の相論

まず一つ目は、時光の孫同士の相論で、相論の手続きのための史料の案文が残っている。史料四は年号が書かれて

いないが、史料五と同様に暦応元年（二三三八）のものと考えられる。

【史料四】「心玄請文案」（大石寺文書『南北朝遺文』関東編、八八五号）※返り点筆者

南条節丸申富士上方上野郷内在家田畠等事、就^レ訴人高光申状^一、兩度相触之處、去月十九日、節丸請文如^レ此候、而於^二当御奉行之手^一、以^二違背之篇^一、被^レ逢^二御沙汰^一、可^レ被^レ付^二知行於彼高光^一之由、節丸嘆申候、不^レ被^レ

究^二御沙汰^一、未^レ尽^二御成敗^一候者、定後訴難^二断絶^一候哉、得^二御意^一可^レ有^二御披露^一候、恐惶謹言、

（暦応元年カ）
十月九日 沙弥心玄在判

進上 伊達藏人五郎殿

相論は上野郷内在家田畠等について、南条節丸を高光が訴えたことに始まる。節丸は正慶元年（二三三三）に「うへの、かうのうちあらいのけけうたいふかさいけいちう」を時光の五男時綱から譲られた節房丸と同一人物であろう。節丸が時光の孫である根拠は、時綱が同讓状に「おいせちはう丸（甥節房丸）」と記していることによる。ただし未だ幼名であることから、通称がわからず父親は特定できない。

高光の訴えを受理した室町幕府は奉行人を定め、駿河国守護（今川範圍）を通じ、節丸へ申状（訴状）を送付するとともに、弁明もしくは出頭を命じる^⑬。史料四によれば、守護の命を受けた心玄が、兩度（二度）節丸に対して弁明を求めた（二度目は催促）ことがわかる。ところが節丸からの返答はなかなか来なかったようで、去月、つまり九月十九日になってやっと節丸の請文が到着したらしい。しかし、「以^二違背之篇^一、被^レ逢^二御沙汰^一」とある通り、節丸が陳状（請文）を出さなかったとみなされ、高光に知行させるとの判決が出てしまった。そこで、その判決に対して節丸が異議申し立てをしたのである。史料四は心玄が節丸の訴えを伊達藏人五郎に報告するための請文である。

伊達藏人五郎は守護・今川範圍に、範圍は幕府に報告したとみられ、史料五は幕府で受理された節丸の申状を高光に伝えるものとなっている。

【史料五】「家綱・心玄連署奉書案」(大石寺文書『南北朝遺文』関東編、九〇五号) ※ () 内及び返り点筆者

〔端裏書〕
「書下案文 十二月四日」

南条節丸申田畠在家等事、申状如_レ此、為_三浅羽三郎入道奉行_一、被_レ経_三再往御沙汰_二云々、所詮被_レ調_三証文並先々訴陳等_一、来十五日以前、可_レ被_レ遂_三沙_一□_一之節_一之由候也、仍執達如_レ件、

曆応元年十二月四日 心玄在判

家綱在判

南条太郎兵衛尉殿
(高光)

この文書では高光に弁明や出頭は求めておらず、浅羽三郎入道を奉行として再度判決が行われること、そして証文や今までの訴陳状を調べ、来る十五日までに判決の時を遂げると伝えている。新たに訴陳状のやり取りをするのではなく、今までの相論の中で提出された訴状・陳状によって審議するということなのである。

判決については史料が残っていないが、節丸が請文を中々提出しなかったこと、史料五に見られる幕府側の対応を見ると、高光が勝訴したのではないだろうか。

②南条高光と久下仙阿の相論

次に挙げる二つの史料はいずれも貞和二年(二三四六)のもので、史料六は高光が丹波国小椋庄(現兵庫県氷上郡柏原町南東部)内田畠在家並山林等を久下次郎入道仙阿が押領したとして訴えたことに対して、仙阿の代理人である菅原義成が提出した請文である。時忠後家と時光の娘乙松・乙一等との相論の史料(史料三)と同時期のものである。

論所は時光が母・松野六郎左衛門入道の娘から譲り得た小椋庄守利名の在家・田畠・栗林等と考えられる。もともとは松野氏の所領の一部だが、元亨元年(二三二二)七月廿五日に時光から時忠に譲状が書かれており、時忠の死後は別の子息に譲られていたのであろう。

史料六によると、貞和二年四月廿三日に丹波国の守護・山名時氏の御書下が出され、五月廿二日に催促状が出されていたことがわかる。史料六は論人である仙阿側の人物の請文であるため、高光が偽りの訴えをしているとの意を込めて「掠申」と表記しているのである。義成の主張によれば丹波国小椋庄の地頭職は闕所注文に任せて、仙阿が建武五年（一三三八）に勲功の賞として得たものであるという。しかし正員（本人）たる仙阿は奉公のため現在鎌倉にいたので、陳状提出の期限を猶予してほしいと奉行所に申し出ている。

【史料六】「菅原義成請文」（大石寺文書「南北朝遺文」関東編、一六二五号）※（ ）内及び返り点筆者

南条太郎兵衛尉高光掠申、丹波国小椋庄内田畠在家並山林等押領事、去四月廿三日守護御方御書下・同五月廿二日御催促状、謹拝見仕候畢、抑当庄地頭職者、任闕所注文、去建武五年、仙阿為勲功之賞、令拜領一候也、仍正員仙阿為奉公、在鎌倉之上者、以飛脚令申、闕東、可進上巨細陳状一候、上下向日限可蒙三冊日御免一候、以此旨一可有御披露一候、恐惶謹言、

貞和二年六月三日 所務代菅原義成（裏花押）

進上 御奉行所

史料七は守護代国範の手を経て山名時氏のもとに届いた義成の請文（史料六）を、さらに室町幕府に送るための文書である。「被_二封下_一申状」とあるのは、室町幕府に提出された訴状に、奉行人が裏に判をする「訴状を封じ下す」という手続きで、裏に奉行人の花押が書かれた訴状のことである。

【史料七】「山名時氏請文」（大石寺文書「南北朝遺文」関東編、一六三二号）※返り点筆者

南条太郎兵衛尉高光申、久下次郎入道仙阿丹波国小椋庄田畠・在家・山野等押領之由事、任被_二封下_一申状之旨上、可_二明申_一之旨、令_二催促_一候之処、守護代国範・並仙阿代義成請文如_レ此候、謹進_二覽之_一、以_二此旨_一可有御披露一候、恐惶謹言、

貞和二年七月三日 前伊豆守時氏（花押）^{請文}

小椋庄における仙阿との相論は南条氏一族内での相論にまで発展している。それが次の③の相論である。②と③についてはまとめて考察する。

③南条高光と忠時、忠時と仙阿の相論

史料八は高光の申状（訴状）案である。史料六、七と同じく貞和二年（一三四六）のもので、丹波国小椋庄内田畠在家並山林等について、高光が南条左衛門次郎忠時を訴えたものである。

【史料八】「南条高光申状案」〔南北朝遺文〕関東編、一六六七号※（ ）内及び返り点筆者

□条太郎兵衛尉高光謹言上

欲_下早□南条左衛門次郎忠時、高光所_レ得御下文等令_二抑留_一、对_二久下次郎入道仙阿_一、於_二当御奉行所_一、致_二

奸訴_一上者、任_二傍例_一、就_二先日訴訟_一被_レ寄_二諏方大進房円忠奉行一所_一、被_レ経_二□沙汰_一蒙_中御成敗上丹波国

小椋庄内田畠・在家・山野等事、

右、於_二田畠・在家・山野等_一者、高光重代相伝当知行無_二相違_一之処、久下次郎入道仙阿致_二非分押領_一之間、去

康永元年以来、為_二布施彈正忠資連奉行_一訴申之処、同庄一分領主苧河次郎藏人（不知名）与_二二件仙阿_一、於_二武州□□_一、

諏方大進房円忠奉行_一、致_二相論_一之間、依_レ為_二一庄一具訴訟_一、被_レ渡_二円忠奉行一所_一者也、而忠時者、高光所

得御下文等、依_レ令_二抑留_一、無_レ故致_二□訴_一之上者、所詮被_レ渡_二円忠奉行一所_一、被_レ経_二御沙汰_一、任_二相伝

之道理_一、□御成敗_一、為_レ全_二知行_一、恐_{（言カ）}□上如_レ件、

貞和式（年）□十一月 日

論人の忠時については、時光の嫡子であった時忠と「左衛門次郎」という通称が同じなため「時忠」の書き間違いとされ、「忠時」という人物が注目されることはなかった。しかし忠時は高光が得るはずの下文等を「現在」抑留して、

高光がすでに訴えている久下次郎入道仙阿に対して訴えているのであり、正中三年（一三二六）二月までに死去している時光次男の時忠ではない。

相論の内容を整理すると、まず高光が康永元年（一三四二）以来、丹波国小椋庄内田畠在家山野等を久下仙阿に押領されたとし、布施弾正忠資を連奉行として仙阿に対して訴訟を起こしていたことがわかる。つまり②の高光と仙阿の相論は康永元年に始まったのである。ちなみに丹波国の守護は康永二年（一三四三）十二月に仁木頼章から山名時氏になっている¹⁵⁾。

そして、この相論の最中に小椋庄の一分領主である芋河次郎藏人と仙阿の間でも相論が起こったらしい。その相論の奉行人となったのが諏訪大進房円忠であり、同じ小椋庄の相論であるということで、高光と仙阿の相論も当初の奉行人布施忠資から諏訪円忠にゆだねられることになったという。諏訪円忠は室町幕府の奉行人として他の史料にも見られる人物である。ところが、ここに来て高光が得るところの御下文等を抑留し、南条左衛門次郎忠時が仙阿を訴えたという。そこで、高光は忠時の非法を訴え、この件も円忠の手に任せ裁判が行われることを求めたのである。

小椋庄における相論に関しては、史料に登場する人物が多く、相論も数年に渡って行われているため、相論の経緯を表にまとめた（表2）。ただし芋河次郎藏人と仙阿の相論の時期、奉行人が布施忠資から諏訪円忠に交代した時期については不明なため表には入れていない。

忠時が抑留したという「御下文等」についての詳細は記されていないが、高光がこの所領を譲り受ける際に受け継

表2 「丹波国小椋庄における相論の経過」

| 年月日 | 事項 |
|-----------------|-----------------------|
| 建武5 (1338) | 仙阿、丹波国小椋庄の地頭職に補任される。 |
| 康永1 (1342) | 高光、仙阿を訴える。 |
| 康永2 (1343).12 | 丹波国の守護が仁木頼章から山名時氏に。 |
| 貞和2 (1346).4.23 | 仙阿に高光の訴状が伝えられる。 |
| .5.22 | 仙阿に催促状が出される。 |
| .6.3 | 仙阿代義成が陳状の提出期限の猶予を求める。 |
| .7.3 | 義成の請文を室町幕府に取り次ぐ。 |
| ? | 忠時、仙阿を訴える。 |
| .11 | 高光、忠時を訴える。 |

筆者作成

いだ代々の文書ではないだろうか。すなわち、先述の元亨元年（一三三二）七月廿五日付讓狀¹⁶に見られる「文永八年の御下文」・「永仁三年の故尼上（時光母）の讓狀」、「徳治年中の御下文」等を含む文書である。

時忠の死によって改めて譲り直された丹波国小椋庄における南条氏の所領は、おそらく高光に受け継がれていたのであらう。

3 南条時光の相論

ここまで時光の死後に起きた、南北朝期の南条氏の相論に関する史料を見てきたが、最後に時光が当事者となった相論について見てみよう。史料九は鎌倉時代末期の徳治二年（一三〇七）に得宗家公文所から出されたものである¹⁷。

【史料九】「得宗家公文所奉書」（大石寺文書「鎌倉遺文」、二二八六〇号）※返り点筆者

富士上方上野郷二分給主新田五郎後家尼蓮阿申所当米以下公事事、訴狀如^レ此、子細見^レ狀、早可^レ被^二弁申^一之由候也、仍執達如^レ件、

徳治二年二月十七日 僧 (花押)

左衛門尉(花押)

南条七郎二郎殿^(時光)

訴人の新田五郎（重綱）後家尼蓮阿は、時光の腹違いの姉であり日目の母である¹⁸。蓮阿の所当米（年貢米）以下の公事（年貢以外の雑役・夫役等）についての訴狀を時光に伝え、速やかに弁明するように、との問狀（訴狀を受けて論人に弁明を求める文書）の得宗家公文所奉書である。なお、署名の「僧」と「左衛門尉」というのは得宗被官で、「僧」に關しては諏訪宗経に比定されている¹⁹。得宗領における相論は得宗家公文所によって審議される²⁰。得宗家公文所とは、得宗家（この当時の得宗は北条貞時）の家政機関である。つまり、史料九は上野郷が得宗領であったことを示すもので

ある。以下得宗家公文所については単に「公文所」と表記する。

史料九で最も注目すべき点は、蓮阿が上野郷の「一分給主」であったということである。上野郷が得宗領である点を踏まえ、この「一分給主」について考えてみたい。弘安六年（二二八三）、北条時宗の時代に定められた得宗家の法令に、「給主」や「寄子」が年貢や公事を対捍した場合の処罰について定めたものがある（史料十）。

【史料十】恒例臨時公事間事（追加法四九〇）²¹⁾

御判有レ之

一 御内 恒例臨時公事間事、或就^レ政所^一、或定^二頭人^一、被^レ仰下^一之所、給主^並寄子等、称^レ令^二対捍^一、不^レ遣^二其道^一、^一之条無^レ謂、然者頭人^並政所先致^二沙汰^一、可^レ注^三申子細^一、寄子^並給主等、背^レ彼催促^一、致^二自由対捍^一者、随^二公事之体^一、可^レ被^レ付^三寄子所帯於頭人^一、次政所経^二公用^一事、於^二別納之地^一者、可^レ被^レ落^二例郷^一、至^二例郷^一者、可^レ付^二政所^一、但以^二不実^一於^二注申^一者、政所頭人可^レ有^二其咎^一之状如^レ件、

弘安六年四月 日

史料十から、「給主」・「寄子」はそれぞれ年貢や公事を納める義務を負っていたことがわかる。また史料十に見られる「政所」とは、全国に広がる膨大な得宗領（多くは地頭職）に設置され、公文所の管理のもと年貢・公事の徴収などの得宗領経営にあたった機関である。公文所や政所の運営にあたるのも得宗被官である。そして「給主」は政所の統制のもと、所領を知行し、年貢・公事納入の義務を負った。一方「寄子」は得宗家の仏事供養に伴う費用を徴収する必要が生じた際に定められる制度だったようである。²²⁾

史料十によって①給主が直接公文所に年貢・公事を納入する「別納」、②政所の下で給主が年貢・公事を納入する「例郷」、③政所が直接年貢や公事を徴収する所領、という三種類の年貢・公事徴収方法があったことがわかる。年貢等を対捍した場合の処置について「於^二別納之地^一者、可^レ被^レ落^二例郷^一、至^二例郷^一者、可^レ付^二政所^一」とあるように、

年貢等を対捍した場合、別納は例郷に、例郷は政所直轄になる。

さて、上野郷は②の「例郷」であつたと考えられる。富士上方の政所は管見の限り確認できないが、富士下方（現静岡県富士市）については「富士下方政所代兵衛六郎殿」⁽²³⁾、「下方の政所代」⁽²⁴⁾などの記述が史料に見られ、政所が設置されていたことがわかる。おそらく上方にも政所が設置されていたと推察される。

以前にも時光に関する史料に時光が地頭であつたことを示す史料が存在しないことを指摘したが⁽²⁵⁾、時光の上野郷の領有形態は地頭ではなく、「給主」なのである。南条氏の中では駿河国富士上方成出郷（現在の小泉地区内若宮を含む一帯とされる）の南条平七郎も成出郷の給主であつた⁽²⁶⁾。もし兵衛七郎が上野郷の地頭であり、兵衛七郎の嫡子である時光が上野郷の地頭職を受け継いだとすれば、時光も嫡子時忠への譲状で地頭職を譲る旨を記しているはずである。ところが、時忠への延慶二年の譲状に「地頭職」を譲るとは記されていない。

得宗領における「給主」とは年貢納入の義務を負い、実際に得宗領在地を知行する者のことを指すのである。しかし上野郷の給主を「地頭代」と捉えてよいのかどうかは検討を要する。地頭代を子孫に譲る際には、やはり譲状に「地頭代」を譲る旨を書いていなければならないが、「地頭代」という言葉は見られない。兵衛七郎や時光が得宗被官南条氏の中では庶流であることを考えると、南条氏の嫡流筋の人物が地頭代だったのではないだろうか。

なお、史料九の宛名は時光が無官であることを示す「南条七郎二郎殿」となっているが、この直後の延慶二年（二三〇九）二月廿三日の時光自筆の譲状⁽²⁷⁾では「左衛門尉時光」と署名している。时光はこの相論の後に左衛門尉に任官しているのである。また本稿の冒頭でこの延慶二年の譲状が複数作成されたことを述べたが、时光は蓮阿との相論によって、子孫の間での争いを避けるために譲状を作成するに至った可能性は高い。

史料九は短い文書だが、多くの情報を得る事のできる史料であり、南条氏を研究する上では欠かせない史料といえよう。

以上、鎌倉時代末から南北朝期南条氏の相論に関する史料を精査し、今まであまり注目されることのなかった南条氏の相論を一つ一つ考察してきた。最後に時光の上野郷領有形態についても考察し、従来地頭とされていた時光が上野郷の給主であったことを指摘することができた。時光の所領について考える際には、時光が得宗被官であることを考慮しなくてはならないのである。

また、室町幕府の成立は建武三年（二三三六）十一月であり、貞和五年（三三九九）までは足利直義が裁判や日常の政務を執行していた。これまで見てきた南条氏相論関連の文書は、史料一と史料九を除いてすべてこの直義執政期のものである。本稿では相論関連史料を整理するに留まったが、これらの史料をより正確に理解するためには、当該期における訴訟制度についての考察も必要であろう。本稿で扱わなかった南北朝期以降の大石寺における相論と併せて、今後の課題としたい。

注

- (1) 佐藤進一『古文書学入門』（新版、法政大学出版、二〇〇三年）参照。
- (2) 『鎌倉遺文』二五七六七号。
- (3) 延慶二年二月廿三日付の時忠への譲状では、上野郷と相模国山内庄舞岡郷の屋敷二所、給田一町三反少、畠、野原が譲られている（『鎌倉遺文』一三三六〇一号）。三郎への譲状は上野郷ではなく、伊豆国田方郡南条南方武正名を譲ったものである（『鎌倉遺文』一三三六〇〇号）。時忠には元亨元年（一三三二）七月廿五日にも、延慶二年の譲状の奥書で駿河国安倍郡浅服庄の「五反あまりの太行かふん」を、別の譲状で丹波国小椋庄守利名の在家一字・田三丁・畠一丁五反・栗林三所を譲っている（『静岡県史』資料編五、一六九一）。

- (4) 正中三年二月八日付の讓状としては、前欠のものが一通残るのみである（『鎌倉遺文』二九三四八号）。三郎への譲りは延慶二年二月廿三日付の讓状と変更がなかったようで、讓状の奥に「えんきやう二年二月廿三日のゆつりにまかせて、さういなくち行すへし」と正中三年二月八日に書き加えている（『鎌倉遺文』一三六〇〇号）。
- (5) 拙稿「南条氏所領の再検討」（『東洋哲学研究所紀要』第二六号、二〇一〇年）。
- (6) その根拠については、拙稿「得宗被官南条氏の基礎的研究―歴史学的見地からの系図復元の試み―」（『創価大学大学院紀要』第三十集、二〇〇八年）で述べている。
- (7) 子が讓状を得た後に父母に先立って死去した場合については「御成敗式目」第二十条「得_レ讓状_一後其子先_二父母_一令_二死去_一跡事」に「其子雖_レ令_二見存_一至_二悔還_一者有_二何妨_一哉、況子孫死去之後者只可_レ任_二父祖之意_一也」と定められている（佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第一卷所収、岩波書店、一九五五年）。
- (8) 永仁六年（一二九八）の「白蓮本尊曼荼羅分与帳」（以下「分与帳」と略す。『鎌倉遺文』一九九二三号）に「富士上野彌三郎重光者、日興弟子也、仍申與之、上野殿家人」とある。
- (9) 重光は弘安三年（一二八〇）に日蓮自筆の本尊を授与されており、その本尊の脇書に日興が「正和元年出家三郎左近入道也」と書き記している（立正安国会編『日蓮大聖人御真蹟御本尊集』一九七四年、九八号）。
- (10) 道忠は『南北朝遺文』関東編、二一九五号、二二二四号、二二二五号に見られる。佐藤進一『室町幕府守護制度の研究上』東京大学出版会、一九八八年）。
- (11) 南条氏の所領の中で一期分として譲られていたことがわかるのは、時光が母の松野六郎左衛門入道女から譲られていた駿河国庵原郡蒲原庄関島（比定地は現富士川下流域と推定される）のみである。時光が母から関島の所領を一期の譲りを得て、時光の後は時光の娘である阿原口御前にとらせるようにといわれていたが、阿原口御前が時光に先立ってしまったため、その娘である鬼鶴御前と乙鶴御前にそれぞれ譲られている（『鎌倉遺文』三二五四三三号）。
- (12) 『鎌倉遺文』三二九三八号。
- (13) 初期の室町幕府の訴訟制度については、岩本修一『初期室町幕府訴訟制度の研究』（吉川弘文館、二〇〇七年）に詳しい。
- (14) 『静岡県史』資料編五、一六九一。
- (15) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究下』（東京大学出版会、一九八八年）。
- (16) 前掲注（14）。

- (17) この史料は『静岡県史』では「得宗家奉行人奉書」(資料編五、一五七五)、『静岡県史料』では「左衛門尉某其外一名連署間状奉書」(第二編、三三三)、『鎌倉遺文』では「左衛門尉某等連署奉書」(二二八六〇号)とそれぞれ異なる名称がつけられている。しかし、細川重男氏の研究によって、この文書は「得宗家公文所奉書」としたほうがふさわしいと考えられるため、本稿ではこちらの名称を用いている。
- (18) 前掲注(6) 拙稿。
- (19) 細川重男『鎌倉政権得宗専制論』(吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (20) 小泉聖恵「得宗家の支配構造」(『お茶の水史学』四〇、一七―五二、一九九六)。
- (21) 前掲注(7) 『中世法制史料集』第一巻所収。
- (22) 前掲注(20) 小泉論文。
- (23) 『鎌倉遺文』六四―三三三号。
- (24) 弘安二年十月日付「滝泉寺申状」(『日蓮大聖人御書全集』創価学会版、一九五二年、八四九―八五三頁及び『鎌倉遺文』一三七五五号)。
- (25) 前掲注(5) 拙稿。
- (26) 「分与帳」。
- (27) 『鎌倉遺文』二二六〇〇号、二二六〇一号。

(かじかわたかこ・委嘱研究員)

The Lawsuit in the Nanjo Family's Territory

Takako Kajikawa

During medieval times in Japanese society, fighting legal battle through lawsuits was termed “*souron*”. Eight historical materials related to lawsuits have been left within the Nanjo family's ancient documents. Most of the historical materials found in the Nanjo family during the Nanboku-chō period, are related to lawsuits. However, lawsuits concerning the Nanjo family have not been so researched thus far.

The first purpose of this thesis is to examine in detail, the Nanjo family's historical documents of lawsuits pertaining to territory. The second purpose is to consider Nanjo Tokimitsu's ownership and territorial form of the Ueno-go (Ueno Township). Tokimitsu was a vassal of the Hojo family. Therefore, it is necessary to consider the territory with respect to the Nanjo family.

In this thesis, it is confirmed that Ueno-go is one of the territories of the Tokuso family. Based on historical materials concerning the lawsuit of Tokimitsu and the elder sister, it also reveals that Tokimitsu was a “*Kyusyu*” (owner of a territory) of Ueno-go.